

保育所

平成28年度 保育所利用申し込みの受け付けが始まります

来年度4月から新たに保育所に入所を希望される児童の申し込みを受け付けます。

なお、定員を超えて申し込みがあった保育所については選考となります。

第1希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○受付期間 11月2日(月)～16日(月)

○利用申し込みができる方
市内に住所(住民票)がある方で、子どもの保護者が仕事や病気などの事情により、家庭で子どもの保育ができない場合

○支給認定 子ども・子育て支援法における「支給認定」とは、保育所の利用を希望する保護者の申請を受けて、市がその児童の「保育の必要性」や「保育の必要量」および「保育所を利



問い合わせ先
保育課保育係
☎21111 (内線293)

用する期間」を認定するものです。支給認定申請は、利用申し込みと合わせて申請してください。

○申込書などの配布開始日 10月19日(月)

○配布場所 保育課、各保育所、豊田支所地域振興課、各子育て支援センター

○受付場所 保育課または各保育所

○その他(申し込み方法など)
支給認定申請書、利用希望申込書に係る書類を添えて提出してください。

・現在、在園している児童で、引き続き利用を希望される場合は、各園で配布される支給認定現況届兼保育利用継続希望調査書に係る書類を添えて在園している園へ提出してください。

・育児休業の終了などのため年度途中から保育利用を希望される方、4月から保育所転園を希望される方もこの期間中にお申し込みください。

窓口

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度を実施しています

市では、市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を実施しています。

この制度は、住民票や戸籍謄本の写しなどの証明書が、第三者から不正に取得されたことが明らかになった場合に、当事者本人に不正取得の事実を通知するものです。

対象となる証明

住民基本台帳法および戸籍法の規定に基づき、次の証明が対象です。

- ①住民票の写し(削除された住民票の写しを含む)
- ②住民票記載事項証明書(削除された住民票記載事項証明書を含む)
- ③戸籍の附票の写し(削除さ

れた戸籍の附票の写しを含む)

④戸籍謄本・抄本(除籍謄本・抄本、改正原戸籍などを含む)

⑤戸籍届出書記載事項証明書

本人通知対象者

○現在、本市に住所や本籍がある方

○過去に、本市に住所や本籍があった方

※ただし、亡くなった方や失踪宣告を受けた方および本市に戸籍や住民票が無く、所在が確認できない方は対象外です。

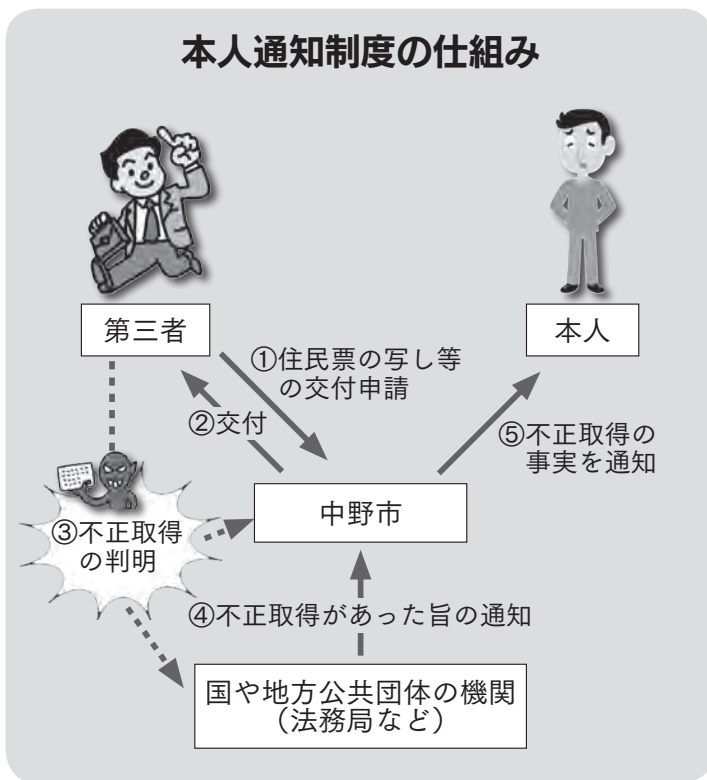
通知の方法と内容

郵送により、次の内容を記した書面で通知します。

- ①証明書を交付した年月日
- ②証明書の種類
- ③交付した証明書の通数

問い合わせ先
市民課窓口係
☎21111 (内線274)

本人通知制度の仕組み



国勢調査は、10月1日現在、日本に住んでいる全ての人および世帯が対象となります。
調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。



○調査票の提出はお早めに

先に行ったインターネット回答がなかった世帯に対し、従来のおり紙の調査票を配布して調査を行っています。調査票には、世帯の世帯員を漏れなく記入し、期限までに調査員に直接提出いただくか、調査票と一緒に宅配した郵送提出用の封筒に入れて郵送で提出ください。

※提出期限 10月7日(水) (インターネットで回答されていないにもかかわらず、調査票が届いていない場合は、政策情報課までご連絡ください)

なお、詳しい内容については国勢調査コールセンターまでお問い合わせください

※国勢調査コールセンター 0570(07)2015

【受付時間 午前8時～午後9時(土・日・祝日もご利用になれます)】

問い合わせ先 政策情報課情報統計係 ☎(22)2111(内線217)

募集

旧中野高校跡地利活用計画(案)に対するご意見

旧中野高校跡地は、平成23年3月に公共施設用地として長野県から購入し、用地の一部に、さくら保育園を整備しました。残る用地の利活用について検討し、利活用計画(案)を作成しました。

利活用計画の策定に当たり、広く市民の皆さんからご意見を募集します。

○利活用計画(案)の公表場所
政策情報課、豊田支所地域振興課、市公式ホームページ

○提出方法 様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号

号を明記の上、「利活用計画(案)に対する意見」と記載し、直接お持ちいただくか、郵送またはファクス、Eメールで提出ください。

○募集期限 10月26日(月)

問い合わせ・提出先
〒383-8614(住所記載不要)

政策情報課政策推進係
☎(22)2111(内線216)
ファクス(26)0349
Eメール seisaku@city.nakano.nagano.jp

募集

「地域力支援金」事業(第二次)

市では、地域力向上を目的とした優れた取り組みを行う団体に対して、支援を行います。

○対象者 市内に住所があり、地域力を向上させる活動を行う区、集落、NPO、ボランティアなどの団体

○対象事業 魅力ある地域づくりを進めるため、地域住民が自ら考え、自ら実行す

- 地域の活力を生み出す活動を支援します
- ・ 事業のうち、次に掲げる事業で、支援金の交付を受けた以降の年度においても継続的に実施する事業
 - ・ 地域協働推進に関する事業
 - ・ 安心・安全な地域づくりに関する事業
 - ・ 環境保全、景観形成に関する事業
 - ・ 産業振興に関する事業
 - ・ その他、地域力の向上に役立つ事業

立つ事業

※ただし、他の補助金などの対象となる事業は除きます。

○対象経費 原材料費、使用料、消耗品費など

※ただし、委託料、食糧費、賃金は対象外となります。

○支援金額 対象経費の10分の10以内で限度額10万円

○募集期間 10月2日(金)～23日(金)

問い合わせ・申し込み先
政策情報課政策推進係
☎(22)2111(内線216)

利活用のイメージ

